



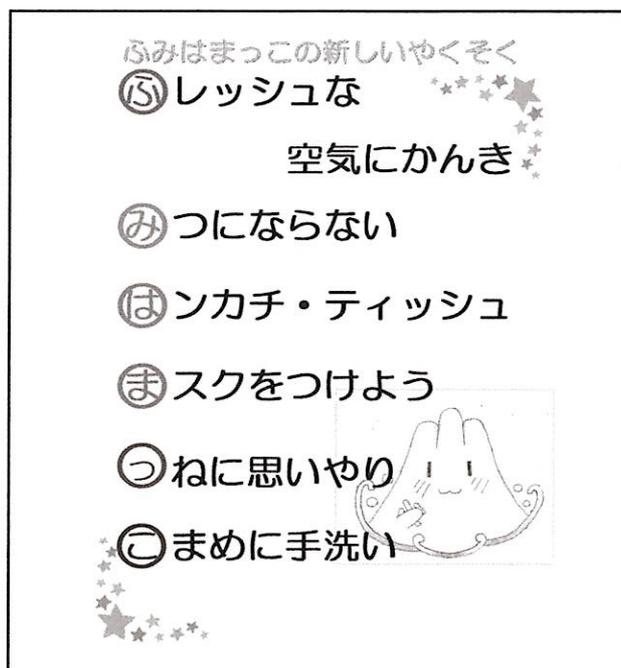
新型コロナウイルス感染症に対応した

富美浜小学校新生活ガイドライン

本ガイドラインは、7月30日付で市川市教育委員会から示されました「新たな学校生活スタイルガイドライン」を基にして作成しています。

「3密（密閉・密接・密集）の回避」「熱中症等に気を付けてのマスク着用」「手洗い」を基本原則として「うつらない・うつさせない」に各自が配慮しつつ、学校での子どもたちの学びを止めないよう進めていくことを前提に取り組んでまいります。

気を付けていても感染するリスクが誰にでも起こりうる状況でございます。感染者、濃厚接触者、PCR受検者、医療従事者等に対する偏見や差別が生じてはなりません。このようなことが起きぬよう保護者と学校がそれぞれの立場で徹底し、子どもたちにとって安全安心で有意義な学校となりますよう引き続きお力添えをお願いいたします。



※ ■は6月発行の「富美浜小学校再開ガイドライン」から変更・追加された項目です。

また、削除となった項目もあります。

1 児童生徒・教職員の感染が確認された場合の対応について

市川市教育委員会

児童生徒・教職員の感染が確認された場合の対応について 対応フロー

※児童には、幼稚園児を含む

◆対応の考え方について◆

感染者確認

臨時休業(2~3日間)

- 校内の消毒
- 感染経路の調査(市川保健所による)
- 濃厚接触者の特定(市川保健所による)
- PCR検査の実施(状況に応じて)

学校内における 感染拡大の可能性

低い

通常登校(園)

高い

臨時休業(2週間) ■学級・学年・学校

◆ 感染者は、保健所から指示される期間出席停止とします。

◆ 保健所により確認された濃厚接触者は、出席停止(2週間)とします。

◆ 感染拡大の可能性は低いと判断した場合(PCR検査陰性、感染経路が明確等)は、消毒、検査後に登校とします。

◆ 保健所等との協議により校内における感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、臨時休業(学級・学年・学校)とします。

◆ 地域全体に感染拡大している場合(緊急事態措置など)は、分散登校等による対応を基本とします。(状況により一斉休校)

2 登下校について

- 検温を行い「げんきチェックカード」に記録し、学校に提出する。
- 37.0℃以上もしくは平熱+0.5℃の場合は登校を控える。→ 出席停止扱い。
- 発熱以外においても、風邪症状、においや味の異常を感じるなどの体調不良の場合や「げんきチェックカード」の項目に一つでも○がある場合は登校を控える。
→ 出席停止扱い。
※出席している児童は「げんきチェックカード」に原則○がついていないということになります。ただし、医師の診断があり新型コロナウイルス感染症の恐れがないと判断されている場合はご家庭の判断で登校可能とします。(医師から言われている病名等をチェックカードに記載していただくなどで必ずご連絡ください。ただし、このような事態でもありますので極力大事をとられるようお願いいたします。)
- 児童本人が健康であっても、家族に症状が見られたり、家族の同僚等で感染症が確認された、もしくは濃厚接触の方がいたりする場合は登校を控える。→ 出席停止扱い。
- 合理的な理由で「感染予防上休ませる」場合 → 出席停止扱い
- 骨折や怪我などの外傷や病名がはっきりしている場合 → 病欠
- 感染予防外の自己都合や家事都合 → 事故欠席
- 児童、教職員から感染者が出た場合は臨時休業(状況に応じて休校の規模は学級・学年・学校となる)とする。(保健所の指示のもと、施設の消毒及び感染経路の確認がなされるため。)
- 原則、マスクを着用する。(形状、色、素材については限定しない。)
- 運動時や飲食時はマスクをはずすため、着用マスク保管用の袋(ジップ付きビニール袋など)を必ず記名して用意する。他、予備用マスクも保管用の袋に入れてランドセルに入れておく。
- ハンカチ・ティッシュの持参を徹底する。必要に応じて携帯用の液体消毒など感染予防対応品を持参してよい。

- 人との間隔を1～2m程度空けるよう心掛け、密集することがないように登校する。

- 昇降口は8：00に開くため、8：00すぎに学校に到着するよう登校する。
(8：00以前の登校は、昇降口前に児童が密集してしまうため、登校時間のご協力をお願いします。)

- 登校したら、まず手洗いをを行う。

- 登校後に体調不良の場合は、家庭連絡をして自宅で休養する。 → 出席停止扱い
(保護者迎えまで保健室等で別室待機。)

3 学校生活について

※かぜのこ学級は個に応じた特別な対応をとることがあります。

(1) 全般

- 三密（密閉・密集・密接）状態を避ける。

- こまめに手洗いをを行う（休み時間後、トイレ後、給食前、清掃活動後、運動後など）。

- 気候上可能な限り窓を開放し換気をする。（ただし、窓の開放によりエアコンが効かないことがあるため、熱中症予防の観点から窓を閉めてエアコンを作動させることもあります。室内が冷えた時点で空気の入れ替えを行います。）

- 原則、常時マスクを着用する。

- 人との間隔を1～2 m程度空けるよう心掛けて、密集することがないように生活する。

- 当面の間、同一方向を向いて活動を行い、対面するグループ活動は行わない。

- 「マスクをつけることができませんバッジ」や熱中症対策等によりマスクの着用をしないときは、可能な限り他者との接触を控え、接触がある場合にはハンカチで口元を覆うなどの配慮をする。

- うがいなどでやむを得ず口に含んだ水等を吐き出すことがあるときは飛沫防止に気を付けて姿勢を低くし、吐き出したものを大量の水で流すなどの指導を行っていく。

(2) 学習

- 図書室やパソコン室など特別教室を含め、共有教材を利用する際は、使用前と使用後に手洗いをを行う。

- 地域の方やゲストティーチャーとの触れ合いを通じた学びは直接的な接触を避け、感染防止の対策を行って実施を検討する。
近隣の公園や地域に出る学習は「3密（密閉・密接・密集）の回避」「熱中症等に気を付けてのマスク着用」「手洗い」の原則を条件に、必要最小限の規模で実施を検討する。
また、地域の方やゲストティーチャーには児童と学びを行う際に健康状態を確認する。

- 課題の丸付けや提出等の場面で教師の前に列を作るときは間隔を開けるよう配慮する。

- 集合する場面をなくし、実物投影機などを使用して指導する。
- 指導計画を見直し、状況に応じて学習単元の時期を入れ替える。
- 歌唱を行う際には、広い教室にて適切な間隔を空け、十分な換気をし、向かい合わずに発声する。その際マスクは着用する。
- リコーダーや鍵盤ハーモニカなどの吹奏系の活動はマスク着用で行えないため現段階では実施を見合わせる。今後の教育委員会等の方針に照らし合わせ実施を検討していく。極力、曲を聴いたり運指や譜面を読んだりするなど、音を出さない学習を工夫する。
- 運動は可能な限り屋外で行い、体育館の場合は十分な換気を行う。
- 体育の後は必ず手洗いをを行う。
- しばらく調理実習は行わない。
- 水泳学習は行わない。
- 授業中にも水分補給を行うことを認め、熱中症予防や喉の乾燥予防の観点からこまめな水分補給に努める。(10月いっぱいにはスポーツドリンク類も可としますが、糖質の過剰摂取や水筒内金属の中毒に気を付けてください。)
- 理科室では衝立を立てて向かい合って座り、実験等の学習を行う。

(3) 給食

- 必ず全員が手洗いをを行う。
- 飲食中以外の準備中と片づけの時間はマスクを着用する。必要以上の会話は控える。
- 近距離で向かい合うグループは作らず、前を向いて食事をとる。
- 給食当番児童はビニール手袋とマスクを着用して給食準備に取り組めるようにする。
- 配膳前に給食当番児童の体調チェックを担当が行う。

- しばらくの間は、できるだけ短時間かつ少人数での配膳を可能にするため献立のメニュー数を普段より少なくした「ほっと給食（新型コロナウイルス感染防止対応給食）」とする。

(4) 掃除

- 換気の良い状況でどの児童もマスクを着用し、雑巾を使用した通常の清掃を行う。
- 保健室・トイレの清掃は職員が行う。

(5) 休み時間

- 休憩時間は、密集する遊びや近距離で組み合ったり接触したりする遊びは避ける。

4 学校行事・予定について

(1) 始業式、終業式、朝会

- しばらく放送で行う。

(2) バス等による遠距離の校外学習

- 未定。

(3) 運動会

- 行わない。

(4) PTA 活動

- 本部の活動は維持しつつ、状況を鑑み規模は大幅縮小とならざるを得ないが、できることから取り組んでいく。

※集金業務に携わっていただける方や必要となってくる役割については、その都度ボランティアとして募集していく。

(5) フェスティバル

- 未定。地域参加型では行わない。

(6) 校内音楽会

- 未定。全校参加型では行わない。

(7) 学習参観・懇談会

- 11月以降に学習参観の実施を検討中。

(8) 冬季休業

- 12/28(月)～1/4(月)とする。

(9) 前期後期

- 前期は10/31(土)まで。
後期は11/1(日)からとする。(登校は11/4(水)から。)

(10) その他の平日

- 11/2(月)は休業日とする。(11/3(火)は文化の日のため4連休とする。)

(11) 健康診断

■ 内科検診、歯科検診等の健康診断は9月以降に随時実施予定。

検診対象者は、検診日当日37.5度未満で、咳・鼻水・倦怠感等の風邪症状がなく、かつ同居家族にもこのような症状が存在しない児童のみとします。

①内容と対象

○内科検診・・・全学年実施

○眼科検診・・・1年生、抽出児童（保険調査票の眼科欄に○がある児童）のみ実施

○耳鼻科検診・・・1年生、耳に関する抽出児童のみ実施

※耳鼻科検診は耳垢・中耳炎等の耳のみの検診となり、鼻・喉は診ません。

○歯科検診・・・全学年実施

②日程（8月に発行しました「ほけんだより」もご覧ください。）

- ・ 9月 1日（火）内科検診（かぜのこ・1年1組・1年2組・5年女子・6年女子）
- ・ 9月 4日（金）内科検診（1年3組・1年4組・3年）
- ・ 9月10日（木）内科検診（2年1組・2年2組・5年男子・6年男子）
- ・ 9月16日（水）眼科検診（1年・2～6年一部児童）
- ・ 9月17日（木）歯科検診（4年・6年・かぜのこ6年）
- ・ 9月30日（水）歯科検診（かぜのこ・1年・2年）
- ・ 10月 1日（木）歯科検診（3年・5年）
- ・ 10月 5日（月）1年ぎょう虫卵検査キット配付
- ・ 10月 6日（火）尿検査キット配付
- ・ 10月 7日（水）1年ぎょう虫卵検査キット回収・全学年尿検査キット回収
- ・ 10月 8日（木）耳鼻科検診（1年・2～6年一部児童）
- ・ 10月15日（木）内科検診（2年3組・2年4組・4年）
- ・ 10月19日（月）ぎょう虫卵・尿検査予備日